

# 駒沢オリンピック公園での撮影手続き

令和7年4月1日改訂

## 事前確認

### ① 手続き前の確認

- 「駒沢オリンピック公園での撮影申請について」で占用料、禁止事項、撮影時間等をご確認ください。
- 1日に撮影できる件数に制限を設けています。先着順で撮影申請を受け付けています。撮影枠の空き状況を知りたい場合は公園管理所までお電話ください。

### ② 撮影できない日

- 桜花期、年末年始、混雑が予想される日(イベント開催日、工事実施日など)、その他公園管理所が指定する日

## 撮影申請

### ① 駒沢オリンピック公園指定の様式(企画書様式)に撮影内容等の必要事項を記入

- 企画書掲載場所 : <https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/about040.html>
- 撮影内容には「歩いている／走っているシーンの撮影」等、モデルの方の具体的な所作の記入をお願いします。
- 撮影可能時間は、午前9時～午後5時までです。
- 不明点は公園管理所までお問合せください。

電話番号 : 03-3421-6431 (受付時間:午前9時～午後4時)

### ② 「企画書」の送付と電話による許可・不許可の確認

- **撮影日の3日前(中2日)の午後4時まで**に公園管理所へ企画書のメールと電話をお願いします。  
(受付時間:午前9時～午後4時)
- 電話にて企画書の内容を確認させていただき、許可・不許可をお伝えします。 **電話が無い場合は、キャンセル扱いとさせていただきます。**

※公園管理所は、年末年始(12月29日～1月3日)を除き、土・日・祝日も受付しています。

- 企画書は **PDFのファイル形式**で送付をお願いします。
- メールの件名と企画書のファイル名は「**撮影日●月●日【会社名または個人名】**」としてください。
- メールアドレス : [komazawa.shinsei.sm@tokyo-park.or.jp](mailto:kamazawa.shinsei.sm@tokyo-park.or.jp)

※メールによる企画書の送付ができない場合は、電話にてご相談ください。

電話番号 : 03-3421-6431

## 撮影当日

### ① 公園管理所にて「公園占用許可申請書」を記入

- 撮影申請した時間の10分前に公園管理所に来て、東京都に提出する「公園占用許可申請書」を記入してください。

### ② 許可旗を受取り、撮影準備開始

- 撮影許可の証明となる許可旗を受取り後、撮影準備を開始してください。
- 許可旗は、撮影中、常に他の人から見えるようにしてください。

## 注意事項

- 申請した撮影開始時間より遅れる、都合により撮影がキャンセルとなる等の場合は、必ず公園管理所に電話ください。

# 駒沢オリンピック公園での撮影申請について

令和7年4月1日改訂

## 1. 占用料

人数を目安として企画書に記入する面積、料金をご確認ください。

〈占用面積と料金 表1〉

【写真撮影】	人数	企画書へ記入する面積	料金/時
30㎡以下の使用の場合	1～5名	30㎡	100円
30㎡を超えて100㎡以下の使用の場合	6～10名	100㎡	500円
100㎡を超えて使用	11～15名	150㎡	1,000円
【動画撮影：映画・テレビ及びビデオ撮影】	人数	企画書へ記入する面積	料金/時
1500㎡以下の使用の場合	1～15名	1500㎡	7,800円

## 2. 撮影できる時間

9：00～17：00まで(最終受付16：00まで)

※「時間」：許可旗のお渡しからご返却まで(準備・後片付けを含みます。)

## 3. 撮影ができない場所

別紙「撮影できない場所」をご覧ください。

## 4. ストリートスポーツ広場での撮影

撮影可能日・撮影可能時間 火曜日、木曜日 10：00～13：00の間で2時間まで

広場内に入れる人数 5人まで

※ 火曜日、木曜日祝日にあたる場合は撮影を承っておりません。

※ 撮影当日が雨・雪などの悪天候により、ストリートスポーツ広場が利用できない場合は撮影できません。

## 5. 禁止事項

撮影の際には来園者の迷惑にならないよう禁止事項を定めております。ご協力をお願いいたします。

来園者	・一般来園者が写り込む撮影 ・来園者に対するインタビュー ・一般来園者を排除しての撮影(場所を空けさせて撮影する行為、長時間のベンチの占有等)
機材・道具	・車両(乗り入れ) ・レール、クレーン等大規模な機材 ・発電機(バッテリー式は可) ・音響機材 ・ひとりで持ち運びできない大きさや重さの小道具
火気	・炊事・花火・焚き火・燃料、カセットボンベ、ストーブ、ヒーター、コンロ等の持込み
植物	・植物の採取 ・木登り ・樹木への装飾行為
暴力	・鉄砲刀剣類(模型を含む)の使用、暴力シーン及びこれに類するもの
風俗	・公序良俗に反するもの(裸体・からみのシーン、場所柄をわきまえないシーン等)
音量	・来園者及び近隣住民の迷惑となるような音量(大きな音を流す撮影は出来ません)
その他	・管理上支障となる事 ・公園内で禁止されている行為 ・公園内、施設などに手を加える行為 (テント・タープ・イス・机等の設置、横断幕、垂れ幕布等を張る行為 ラジコン・ドローンの使用)

※その他記載されていないものに関しては、公園管理所にお問い合わせください。

## 6. その他の注意事項

- ・ 管理所からの貸出・提供は一切ありません。(電源・ガス・水道・更衣室等)
- ・ 路上駐車は近隣の方へのご迷惑となります。駐車場をご利用ください。
- ・ 申請内容と異なる撮影をしていた場合や公園管理に支障がある場合は撮影を中止して頂くことがあります。
- ・ 撮影のキャンセル・撮影時刻変更の際は、決まり次第すみやかに公園管理所までご連絡ください。

## 撮影できない場所

- ①各体育施設(らせん状スロープ、入口、庇等)
- ②サイクリングコース、ジョギングコース(歩行者路を含む)、チリリン広場、チリリンコース
- ③児童公園(りす・ぶた・うま)、多目的広場、バードサンクチュアリ
- ④ジャブジャブ池(夏期)
- ⑤駐車場
- ⑥ドッグラン
- ⑦バスケットゴール付近
- ⑧管制塔前の池(被写体としては撮影可)、管制塔北側(高台部分)
- ⑨Mr.FAMER
- ⑩一般利用の妨げとなる場所・その他、撮影場所としてふさわしくないと当所が判断した場所

※体育館施設内・陸上競技場らせん状スロープ等での撮影は、  
駒沢オリンピック公園総合運動場サービス担当(03-3421-6199)までお問い合わせください

